

## 令和6年度三戸町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修を促進することにより住宅の地震に対する安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりに資するため、町が自己の居住する住宅の耐震改修工事又は建替え工事を実施する者に対し、当該年度の予算の範囲内において、木造住宅耐震改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅について、当該評点が1.0以上となるように行う補強等であって、一般財団法人日本建築防災協会が発刊した「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」及び2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シートに基づくものをいう。
- (3) 耐震技術者 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- (4) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定される者をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震改修に係る計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (6) 設計図書 建築士法第2条第6項に規定される設計図書をいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいた補強等を行う工事及び当該補強工事に伴い影響する範囲の改修工事であって、耐震技術者の設計及び工事監理に係るものをいう。
- (8) 建替え工事 既存住宅を除却し、同一敷地内に新たな戸建て住宅を新築する工事をいう。
- (9) 除却 次に掲げる住宅の除却工事をいう。
  - ①耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と判定された住宅
  - ②「誰でもできるわが家の耐震診断」（国土交通省監修、財団法人日本建築防災協会編集）の結果、評点が7以下とされた住宅
  - ③「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知別添）を活用して、倒壊の危険性があると市町村が判断した住宅

### (補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 三戸町木造住宅耐震診断支援事業による耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅
- (2) 前号の耐震診断以降、増改築等がされていない住宅
- (3) 過去にこの要綱及び公的補助金事業に基づいた耐震改修工事又は建替え工事を行っていない住宅

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者又はその親族であって、当該住宅に居住し、又は居住することを予定している者
- (2) 町に納付すべき債務について滞納していない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐震改修工事又は既存住宅の除却費を除く建替え工事に要する工事費、設計費及び工事監理費の合計とし、補助金の額は、補助対象経費に0.23を乗じて得た額又は1,004千円のいずれか低い額(その額に千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)とする。

(施工業者)

第6条 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助対象者は、三戸町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象住宅に係る登記簿謄本
- (2) 申請者以外に所有権及びその他の権利を有する者がある場合にあっては、工事同意書(様式第2号)
- (3) 住民票(申請者が町外在住の場合に限る。)
- (4) 耐震診断結果報告書の写し
- (5) 2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート(耐震改修工事の場合に限る。)
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し(建替え工事の場合に限る。)
- (7) 工事見積書(内訳明細が記載されたものに限る。)
- (8) 案内図、配置図、平面図等工事概要がわかる図面
- (9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、補助金を交付することを決定したときは、三戸町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、決定しないときは、三戸町木造住宅耐震改修支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更を行う場合にあっては、三戸町木造住宅耐震改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に変更の内容が確認できる書類を添えて、町長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にあっては、三戸町木造住宅耐震改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書を町長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 規則第17条本文の規定により町長の承認を受けずに財産を処分したことにより収入があった場合は、町長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を納付すること。

（申請の取下げの期日）

第10条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（状況報告及び実地調査）

- 第11条 町長は、補助事業の適正を期するため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助事業の進捗状況に関し、第8条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）及び施工業者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 2 前項の規定による報告は、三戸町木造住宅耐震改修支援事業状況報告書（様式第6号）を提出して行うものとする。

（実績報告）

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、三戸町木造住宅耐震改修支援事業完了実績報告書（様式第7号）に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 工事請負契約書の写し
  - (2) 工事代金領収書又は請求書の写し
  - (3) 補助対象工事に係る部分、部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影した工事写真
  - (4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを耐震技術者が証した書類（耐震改修工事に限る。）
  - (5) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し（建替え工事の場合に限る。）
  - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、三戸町木造住宅耐震改修支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 町長は、前条の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助事業者若しくは施工業者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

3 町長は、前項の規定による調査の結果、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助事業者へ指示することができる。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後へ交付するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助金の請求は、第13条第1項の通知を受けた後において、三戸町木造住宅耐震改修支援事業費補助金請求書(様式第9号)を町長へ提出して行うものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第16条 規則第17条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日建設省発第74号建設事務次官通知)別表第2に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。